

大津市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

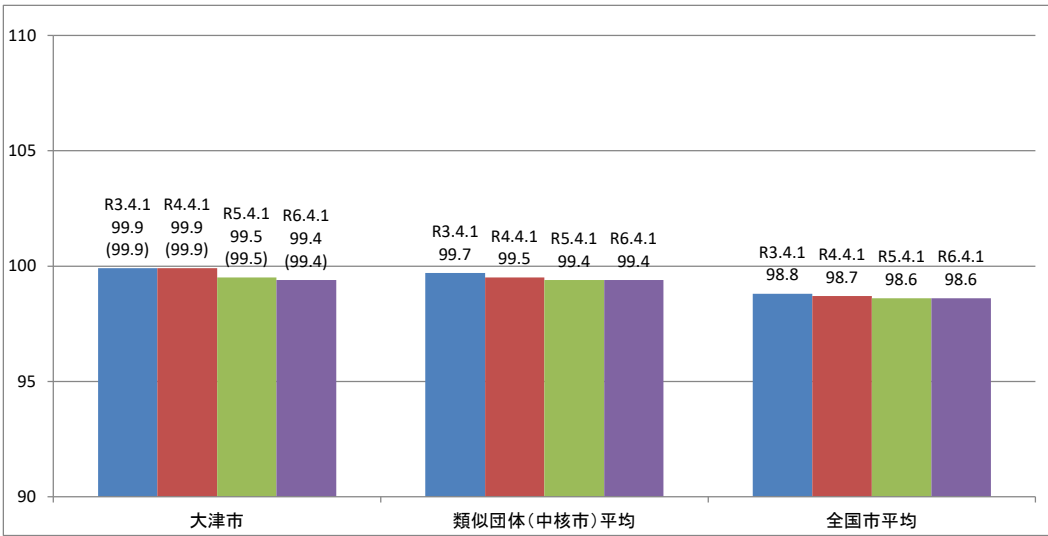
区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	343,916人	137,297,742千円	2,582,332千円	24,112,149千円	17.6%	17.0%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	2,193人	8,931,644千円	2,725,465千円	3,477,378千円	15,134,487千円	6,901千円	6,359千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。
補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

〔 実 施 未実施 〕

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準10%に対し、大津市においても10%を支給。												
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。												
	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度 4月1日時点 選及改定後	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
国基準による 支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
大津市の 支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日 実施)

(5) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大津市	41.8歳	318,778 円	437,092 円	385,939 円
滋賀県	41.7歳	316,992 円	415,375 円	360,809 円
国	42.1歳	323,823 円	-	405,378 円
中核市平均	42.3歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大津市	58.3歳	41人	332,414円	382,587円	371,466円	-	-	-	-
うち清掃職員	56.3歳	7人	362,043円	416,569円	406,026円	廃棄物処理業	47.7歳	314,900円	1.32
うち学校給食員	62.8歳	2人	256,200円	284,670円	281,820円	飲食物調理従業者	43.7歳	285,400円	1.00
うち用務員	58.4歳	29人	329,728円	379,505円	368,411円	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.1歳	244,800円	1.55
うち自動車運転手	59.2歳	1人	382,000円	451,049円	427,350円	乗用自動車運転者	60.3歳	212,600円	2.12
滋賀県	53.0歳	80人	307,285円	351,528円	334,829円	-	-	-	-
国	51.2歳	1,829人	288,144円	-	330,553円	-	-	-	-
中核市平均	50.9歳	183人	319,664円	376,837円	350,144円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
大津市	-	-	-
うち清掃職員	7,233,945円	4,376,300円	1.65
うち学校給食員	4,078,316円	3,796,900円	1.07
うち用務員	6,121,389円	3,297,300円	1.86
うち自動車運転手	7,561,209円	2,927,200円	2.58

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3～5年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大津市	41.5歳	312,951 円	392,793 円	360,630 円
滋賀県	－	－	－	－
国	48.1歳	325,124 円	－	365,921 円
中核市平均	39.4歳	307,865 円	379,162 円	339,531 円

④福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大津市	41.0歳	300,269 円	381,524 円	345,508 円
滋賀県	－	－	－	－
国	44.1歳	337,496 円	－	386,299 円
中核市平均	37.8歳	289,765 円	346,048 円	322,025 円

⑤消防職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
大津市	40.8歳	309,359 円	425,436 円	374,507 円
滋賀県	－	－	－	－
国	－	－	－	－
中核市平均	39.0歳	312,133 円	409,367 円	357,734 円

⑥小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
大津市	38.8歳	307,808 円	362,968 円
滋賀県	39.3歳	350,845 円	406,603 円
中核市平均	39.8歳	314,557 円	367,988 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		大津市	滋賀県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	205,264 円	総合職 208,000 円 一般職 196,200 円
	高 校 卒	170,900 円	173,318 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	170,900 円	166,320 円	164,000 円
	中 学 卒	162,100 円	153,339 円	155,300 円
看護・保健職	大 学 卒	228,500 円	－	228,500 円
	短 大 卒	211,000 円	－	218,800 円
福祉職	短 大 卒	196,200 円	－	－
消防職	大 学 卒	200,900 円	－	－
	高 校 卒	183,200 円	－	－
教 育 職 (幼稚園)	大 学 卒	210,400 円	－	－
	短 大 卒	193,400 円	－	－

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	264,724 円	356,078 円	387,757 円	415,955 円
	高 校 卒	252,500 円	310,300 円	333,928 円	363,080 円
看護・保健職	大 学 卒	276,600 円	317,900 円	353,350 円	331,200 円
	短 大 卒	－	335,366 円	367,900 円	－
福祉職	短 大 卒	265,425 円	334,714 円	354,240 円	367,814 円
消防職	大 学 卒	269,485 円	352,766 円	378,040 円	385,300 円
	高 校 卒	243,600 円	332,500 円	363,300 円	371,325 円
教 育 職 (幼稚園)	大 学 卒	310,682 円	372,996 円	400,296 円	423,800 円
	短 大 卒	294,320 円	357,136 円	401,400 円	415,633 円

※技能労務職については、対象となる職員がいないまたは対象となる職員が少数であることから、記載していません。

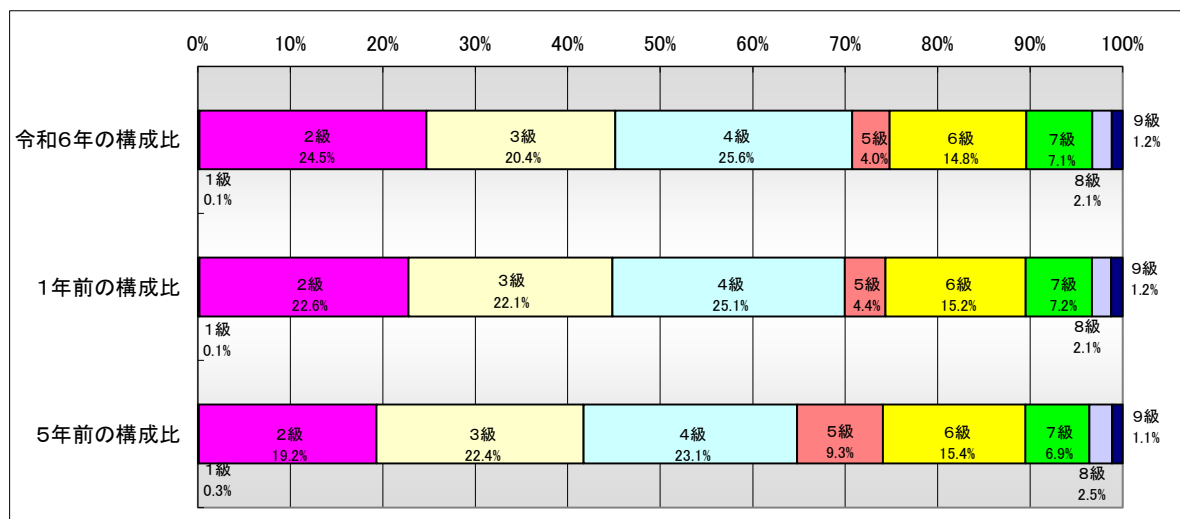
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

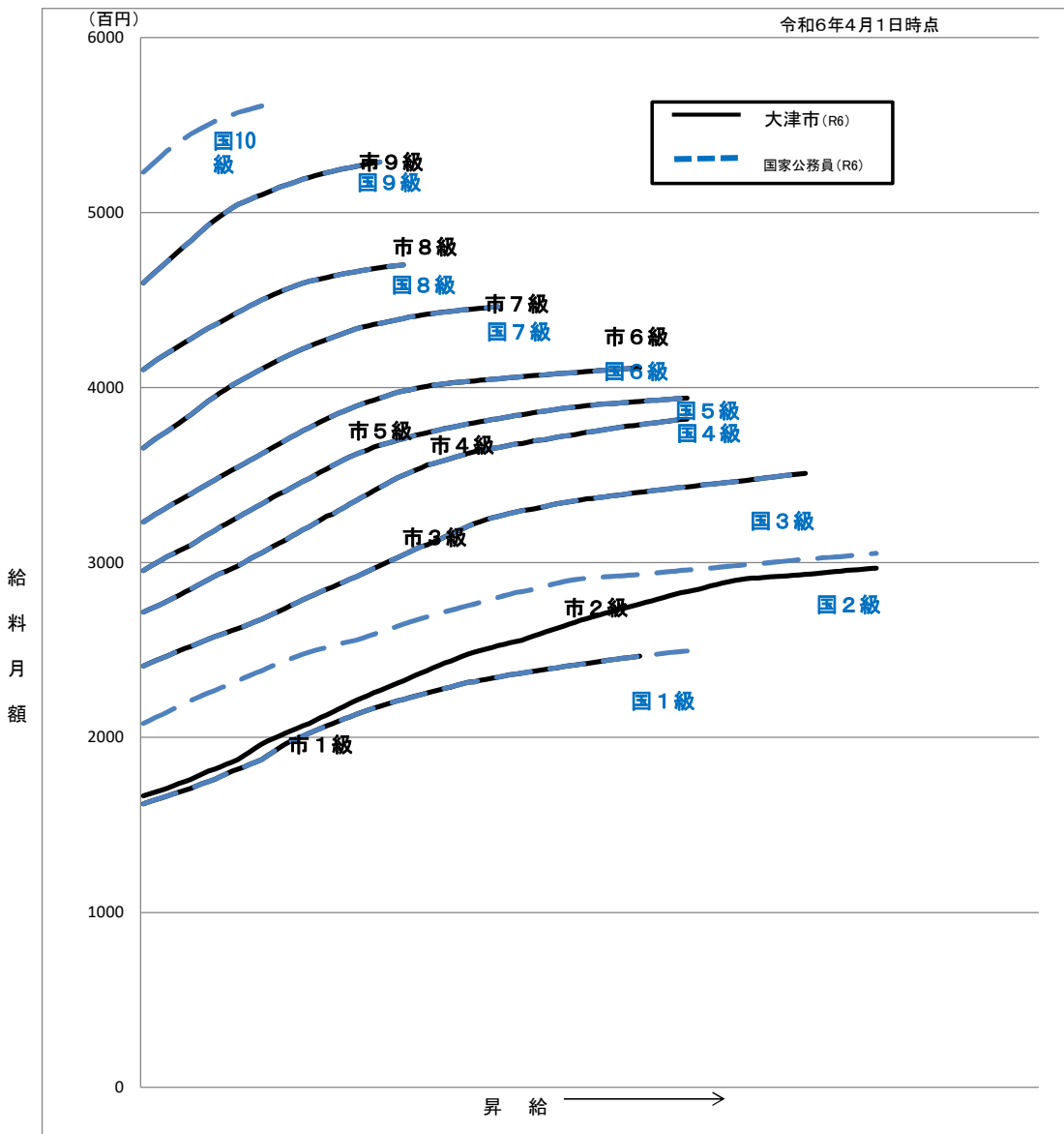
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部長の職務	14人	1.2%	459,900円	528,900円
8級	次長の職務	25人	2.1%	410,300円	470,000円
7級	課長の職務	85人	7.1%	365,500円	446,200円
6級	課長補佐の職務	177人	14.8%	323,100円	411,300円
5級	主幹の職務	48人	4.0%	295,400円	394,000円
4級	係長の職務	306人	25.6%	271,600円	382,000円
3級	主任の職務	244人	20.4%	240,900円	351,000円
2級	主事、技師	293人	24.5%	166,600円	296,800円
1級	主事、技師	2人	0.2%	162,100円	246,400円

(注) 1 大津市一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（大津市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大 津 市	滋 賀 県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度普通会計) 1,585 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度普通会計) 1,727 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分 勤勉手当 (令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分 勤勉手当 (令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分 勤勉手当	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分 勤勉手当 (令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分 勤勉手当	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分 勤勉手当 (令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分 勤勉手当
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%、25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%

※ ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（大津市）

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ(一律)		
ロ. 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

大 津 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定 定 年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3～45%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)
1人当たり平均支給額 2,259 千円 19,723 千円 20,437 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度普通会計決算)			837,045 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)			381,689 円	
支給対象地域		支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
大津市内		10.0 %	2,225 人	10.0 %
医 師		16.0 %	3 人	16.0 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度普通会計決算)			33,239千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)			92,075円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度普通会計)			16.4%	
手当の種類(手当数) 一般職員			20	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等滞納処分手当	収納課、保険年金課等に勤務する職員	市税、保険料その他徴収金の滞納処分による財産の差押業務	211千円	件数400円
防疫作業手当	当該業務に従事した職員	感染症の病原体等に汚染された場所等の防疫作業	-	日額340円
医師研究等手当	医師、歯科医師	医療技術の研究	-	月額175,000円
感染症患者救護等作業手当	結核・伝染病棟に勤務する職員	感染症もしくは結核の患者の看護もしくは救護または感染症等の病原体に汚染された物件の処理作業	400千円	日額340円
放射線取扱手当	当該業務に従事した職員	エックス線その他の放射線を人体に照射する作業および放射線管理区域内において放射線等を人体に照射するための補助作業	3千円	日額350円
病理検査手当	当該業務に従事した職員	病理細菌の検出及び検査並びに検査器具等の処理作業	-	日額250円
行旅病人等取扱手当	当該業務に従事した職員	(1)行旅病人の保護収容等 (2)行旅死亡人の処置	7千円	(1)件数1,800円 (2)件数2,400円
社会福祉業務手当	福祉事務所の職員	社会福祉法第15条第4項(家庭訪問、面接、実地調査、指導等)に規定する業務	2,503千円	日額250円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	103千円	日額260円
清掃作業等手当	当該業務に従事した職員	(1)一般廃棄物処理施設の処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業 (2)廃棄物の収集、運搬、処分等特に困難な清掃作業 (3)最終処分場の施設内における浸出水処理に係る作業	315千円	(1)日額300円 (2)日額500円(5時間以上) 日額300円(5時間未満) (3)日額1,000円(5時間以上) 日額600円(5時間未満)
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	(1)地上または水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業 (2)公害に関する化学検査、研究等に伴う特に困難または危険な作業 (3)道路法第46条第1項の規定に基づき、通行禁止に必要な通行車両の誘導等の作業	28千円	(1)日額220円 (2)日額220円 (3)日額300円(深夜450円)
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	(1)異常な自然現象により重大な災害が発生し、または発生するおそれがある現場において行う巡回監視 (2)異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所または発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業または応急作業のための 災害状況の調査 (3)異常な自然現象もしくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所またはその周辺において行う遭難救助	107千円	(1)日額480円(日没720円) (2)日額730円(日没1,095円) (3)日額730円(日没1,095円)
消防業務手当	消防職員	(1)救急現場での救急業務 ア 救急救命士が、救急現場に出動し、救急救命処置を行った場合 イ 救急現場に出動し、救急業務を行った場合 (2)火災現場等での消火作業または救助活動 ア 消防用車両または消防艇を運転して火災現場等へ出動し、機関員の業務を行った場合 イ 火災現場等へ出動し、消火作業または救助活動を行った場合 (3)潜水器具を着用の上潜水して行う水難救助活動もしくは捜索活動またはそれらの訓練 (4)地上または水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う消火作業もしくは救助活動またはそれらの訓練	14,530千円	(1)ア 件数500円(深夜750円) イ 件数200円(深夜300円) (2)ア 件数300円(深夜450円) イ 件数200円(深夜300円) (3)件数300円 (4)件数220円
動物死体収集作業手当	当該業務に従事した職員	ほ乳類に属する動物の死体の収集作業	2千円	日額300円
用地取得交渉手当	当該業務に従事した職員	用地取得交渉業務	115千円	日額200円
夜間特殊業務手当	消防職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜(22時から翌朝5時)において行われる業務	11,972千円	回数400円
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	待機表に基づきあらかじめ定められた日に待機を命ぜられている職員が、勤務を要しない日または時間において、緊急業務のため呼び出され指定された業務に従事した場合	-	回数300円(深夜500円)
精神保健等業務手当	当該業務に従事した職員	(1) 精神障害者の調査、診察の立会い、入院措置、訪問指導等の業務 (2) 結核患者の家庭訪問指導の業務	109千円	(1)日額340円 (2)日額230円
狂犬病予防等作業手当	当該業務に従事した職員	(1)予防注射、検診、捕獲又は薬殺の作業 (2)犬又はねこの引取り作業野犬等の収容に係る捕獲作業	14千円	日額300円
有害鳥獣駆除作業等当	当該業務に従事した職員	(1) 有害鳥獣の殺処分作業 (2) 殺処分した有害鳥獣の死体の処理作業 (3) 有害鳥獣の放獣作業	281千円	1件あたり (1)大型獣2,000円、獣医師による薬殺処分500円、その他1,000円 (2)大型獣500円、その他300円 (3)300円、特に危険な作業1,000円

教員特殊残業手当	当該業務に従事した職員	(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務 イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 ウ 児童又は生徒の非行防止等のために行う緊急の補導等の業務 (2) 修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの (3) 教育委員会が市長と協議して定める大会等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの又は週休日等に行うもの (4) 学校の管理下において行われる部活動における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等その他教育委員会が市長と協議して定める日に行うもの	2,383千円	1日あたり (1)ア 8,000円(被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えるもの 16,000円) イ 7,500円 ウ 3,000円(教育委員会が市長と協議して定める場合にあっては、7,500円) (2)および(3)5,100円 (4) 2,700円
----------	-------------	---	---------	---

手当の種類(手当数)			8	
技能労務職員				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	当該業務に従事した職員	(1)感染症防疫作業に従事した場合	-	日額 340円
清掃作業等手当	右記に勤務する職員	(1)廃棄物減量推進課または環境美化センターに勤務し、廃棄物の収集、運搬、処分等で特に困難な清掃作業に従事した場合 (2)水再生センターに勤務し、特に困難な下水の終末処理作業に従事した場合	149千円	(1)日額 500円(5時間以上) (1)日額 300円(3時間以上5時間未満) (2)日額 500円(5時間以上) (2)日額 300円(3時間以上5時間未満)
動物死体収集作業手当	当該業務に従事した職員	ほ乳類に属する動物の死体の収集作業	-	日額300円
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	待機表に基づきあらかじめ定められた日に待機を命じられている職員が、勤務を要しない日または時間において、緊急業務のため呼び出され、あらかじめ指定された業務に従事した場合	-	回数300円(深夜500円)
狂犬病予防等作業手当	当該業務に従事した職員	(1)予防注射、検診、捕獲又は薬殺の作業 (2)犬又はねこの引取り作業野犬等の収容に係る捕獲作業	-	日額300円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	-	日額260円
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	道路法(昭和27年法律第180号)第46条第1項(第2号を除く。)の規定に基づき道路の通行を禁止した区間において、通行車両の有無の確認及び誘導、放置車両の引出し並びに通行車両に対する迂回路の指示等に従事した職員	-	日額300円(深夜450円)
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査に従事した職員	-	日額730円(日没1,095)

(注) 各手当は一般職員と名称が重複するものである。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度普通会計決算)	730,948 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度普通会計決算)	496,568 円
支給実績(令和4年度普通会計決算)	718,796 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度普通会計決算)	527,363 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育教員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度普通会計決算)
扶養手当	課長級以下 6,500円 配偶者 次長級 3,500円 部長級 支給しない 子 10,000円 課長級以下 6,500円 父母等 次長級 3,500円 部長級 支給しない 16歳から22歳までの子についての加算 5,000円	同じ		221,039千円	245,326円
住居手当	・借家(最高限度額) 30,000円	異なる	・借家(最高限度額) 28,000円 ・持ち家 制度なし	146,647千円	349,993円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券の価額を支給 ・交通用具利用者 【自動車】3,900円から32,800円まで距離に応じ16段階に手当額を設定 【バイク等】2,500円から16,600円まで距離に応じ7段階に手当額を設定	異なる	・交通用具利用者 すべての交通用具利用者に対して、2,000円から31,600円まで距離に応じ13段階に手当額を設定	245,499千円	142,318円

管理職手当	下記の基準により定額を支給(行政職給料表適用者の場合) ・職務の級、9級に属する部長 118,400円 ・職務の級、8級に属する次長 96,900円 ・職務の級、7級に属する課長 79,500円 ・職務の級、6級に属する課長補佐 61,900円	異なる	管理職員に特別調整額を支給	361,047千円	831,906円
宿日直手当	一般の宿日直 7,900円	異なる	一般の宿日直 4,400円	474千円	-
夜間勤務手当	正規の勤務時間に深夜に勤務する場合(時間単価×25/100)	同じ		30,293千円	114,313円
休日勤務手当	祝日、年末年始の休日に勤務する場合(時間単価×135/100)	同じ		96,168千円	65,332円
管理職員特別勤務手当	管理職員の臨時・緊急の必要等による週休日等の勤務又は週休日等以外の日の深夜の勤務1回につき、下記の区分により支給 週休日等 ・部長相当職 10,000円 ・次長相当職 8,500円 ・課長相当職 7,000円 ・課長補佐相当職 6,000円 週休日等以外の日の深夜 ・部長相当職 5,000円 ・次長相当職 4,300円 ・課長相当職 3,500円 ・課長補佐相当職 3,000円	異なる	管理職員の特別調整額の区分に応じて支給	13,798千円	31,793円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料			月 額 等	
給料	市 長	1,032,000 (1,032,000)円	(参考)類似団体(中核市)における最高／最低額			
	副 市 長	897,000 (897,000)円	1,180,000 円／	707,000 円		
報酬	議 長	657,000円	823,000 円／	584,000 円		
	副 議 長	611,000円	747,000 円／	504,000 円		
	議 員	563,000円	700,000 円／	475,000 円		
期末手当	市 長	(令和5年度支給割合)				
	副 市 長	3.30月分				
	議 長	(令和5年度支給割合)				
	副 議 長	3.30月分				
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	市 長	1,032,000×在職月数×43/100	21,300,480 円	任期毎		
	副 市 長	897,000×在職月数×38/100	16,361,280 円	〃		
	備 考					

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

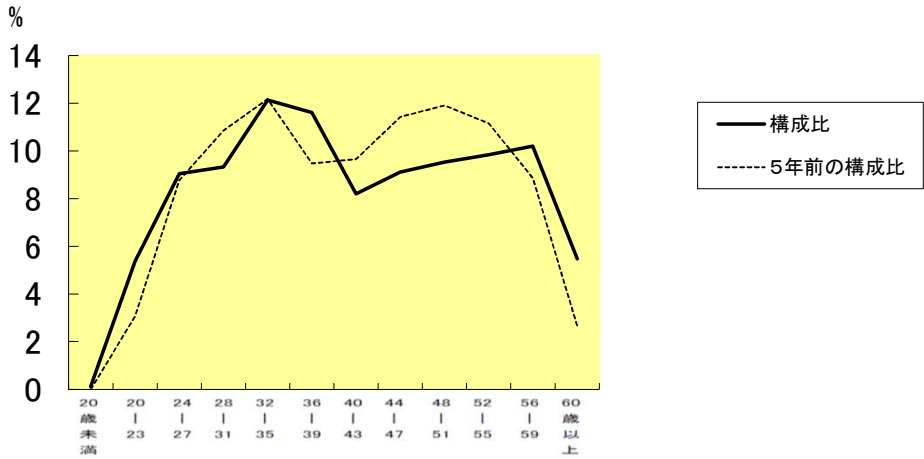
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議 会	17	17	0	国スポ・障スポ大会局の増員
	総 務	370	393	23	
	税 務	94	99	5	
	労 働	2	2	0	
	農 林 水 産	29	32	3	
	商 工	30	30	0	
	土 木	206	206	0	
	民 生	465	457	-8	
	衛 生	254	251	-3	
	計	1,467	1,487	20	<参考> 人口1万当たり職員数 43.24 人 (中核市の人口1万当たり職員数 47.84 人)
普通会計部門	教育部門	302	303	1	
	消防部門	322	325	3	
	小 計	2,091	2,115	24	<参考> 人口1万当たり職員数 61.50 人 (中核市の人口1万当たり職員数 65.57 人)
公営企業等部門	病 院	0	0	0	退職不補充
	水 道	85	80	-5	
	下水道	59	59	0	
	その他	116	114	-2	
	小 計	260	253	-7	
合 計		2,351 [2,430]	2,368 [2,470]	17 [40]	<参考> 人口1万当たり職員数 68.85 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	134人	225人	232人	302人	289人	204人	227人	237人	245人	254人	136人	2,488人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	R元年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政		1,377	1,367	1,405	1,428	1,473	1,503	126	9.15%
教育		288	292	301	304	289	294	6	2.08%
消防		318	317	320	324	322	325	7	2.2%
普通会計計		1,983	2,086	2,142	2,168	2,200	2,235	252	12.71%
公営企業等会計計		275	269	259	257	260	253	-22	-8%
総合計		2,258	2,355	2,401	2,425	2,460	2,488	230	10.19%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	6,711,763千円	335,915千円	618,879千円	9.2%	10.2%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費179,567千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	85人	332,352千円	110,910千円	140,528千円	583,790千円	6,868千円	6,018千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大 津 市	47.4歳	351,745 円	423,010 円
市町村平均	45.7歳	335,310 円	500,619 円
事 業 者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大津市(水道事業)				大津市(普通会計)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,653 千円				1,585 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.2) 月分		(1.00) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			
・管理職加算 無し				・管理職加算 無し			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

大津市(水道事業)				大津市(普通会計)			
(支給率)	自己都合	応募認定	定 年	(支給率)	自己都合	応募認定	定 年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			
1人当たり平均支給額				1人当たり平均支給額			
1,061 千円 1,276 千円 1,542 千円				2,259 千円 19,723 千円 20,437 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			34,528 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			406,212 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
大津市内	10.0 %	85 人	10.0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		613千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		15,325円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		47.1%		
手当の種類(手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
緊急自動車運転手当	当該業務に従事した職員	緊急出動を命ぜられ、緊急自動車を運転する業務	1千円	回数 100円
特定業務手当	当該業務に従事した職員	水道、ガスの活管において、特定の作業を行う業務	2千円	日額 350円 (深夜)525円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	82千円	日額 260円
終末処理作業等手当	当該業務に従事した職員	(1) 終末処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業 (2) 下水の終末処理作業又は下水道の管渠の清掃作業	一 千円	(1) 日額 300円 (2) 日額 500円(5時間以上) 日額 300円 (3時間以上5時間未満)
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	(1) 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務 (2) 交通を遮断することなく行う、水道、ガスの作業、調査業務 (3) 水質調査業務のため、湖上で行う水質検査業務	362千円	(1) 日額 220円 (2) 日額 300円 (深夜)450円 (3) 日額 220円
緊急時応急作業手当	当該業務に従事した職員	水道施設の異常時において、水道給水に重大な支障が発生した場合若しくは発生する恐れのある場合に行う応急作業業務	一 千円	日額 350円 (深夜)525円
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務 (3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う避難救助業務	62千円	(1) 日額 480円 (2) 日額 730円 (3) 日額 730円 ※日没時から日出時までの間に従事した場合、上記の各単価に100分の50を加算
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	特定業務遂行のために、正規の勤務時間以外で、深夜、休日、週休日等に待機表に基づき待機して呼出されて行った業務	一 千円	日額 300円 (深夜)500円
用地取得交渉手当	当該業務に従事した職員	用地取得交渉業務	一 千円	日額 200円
夜間特殊業務等手当	当該業務に従事した職員	(1) 正規の勤務のため、勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる業務 (2) 正規の勤務時間が年末年始の日において行われる業務(勤務時間が7時間以上のときに限る)	104千円	(1) 回数 400円 (2) 回数 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	26,241 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	445 千円
支給実績(令和4年度決算)	30,030 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	509 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者 課長級以下 6,500円 次長級 3,500円 部長級 支給しない ・子 10,000円 ・父母等 課長級以下 6,500円 次長級 3,500円 部長級 支給しない ・16歳から22歳までの子についての加算 5,000円	同じ		12,923千円	248,519円
住居手当	・借家(最高限度額) 30,000円	同じ		6,342千円	333,789円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券の価額を支給 ・交通用具利用者 【自動車】3,900円から32,800円まで距離に応じ16段階 に手当額を設定 【バイク等】2,500円から16,600円まで距離に応じ7段階 に手当額を設定	同じ		10,335千円	129,188円
管理職手当	下記の基準により額を支給 ・職務の級、9級に属する部長 118,400円 ・職務の級、8級に属する次長 96,900円 ・職務の級、7級に属する課長 79,500円 ・職務の級、6級に属する課長補佐 61,900円	同じ		18,399千円	836,318円
宿日直手当	一般の宿日直 7,900円	同じ		0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間に深夜に勤務する場合(時間単価×25/100)	同じ		699千円	233,000円
管理職員 特別勤務手当	管理職員の臨時・緊急の必要等による週休日等の勤務又は週休日等以外の日の深夜の勤務1回につき、下記の区分により支給 週休日等 ・部長相当職 10,000円 ・課長相当職 7,000円 週休日等以外の日の深夜 ・部長相当職 5,000円 ・課長相当職 3,500円 ・次長相当職 8,500円 ・課長補佐相当職 6,000円 ・次長相当職 4,300円 ・課長補佐相当職 3,000円	同じ		24千円	4,800円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	8,750,107千円	1,616,199千円	459,639千円	5.3%	5.2%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費123,184千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	58人	238,525千円	74,554千円	105,393千円	418,472千円	7,215千円	5,936千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
大 津 市	46.2歳	385,184 円	463,892 円
市町村平均	44.3歳	330,766 円	493,186 円
事 業 者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大津市(下水道事業)				大津市(普通会計)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,744 千円				1,585 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45	月分	2.05	月分	2.45	月分	2.05	月分
(1.2)	月分	(1.00)	月分	(1.375)	月分	(0.975)	月分
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			
・管理職加算 無し				・管理職加算 無し			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

大津市(下水道事業)				大津市(普通会計)			
(支給率)	自己都合	応募認定	定 年	(支給率)	自己都合	応募認定	定 年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		
1人当たり平均支給額	946 千円	926 千円	222 千円	1人当たり平均支給額	2,259 千円	19,723 千円	20,437 千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			24,747 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			426,672 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
大津市内	10.0 %	59 人	10.0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		65千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		21,667円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		5.2%		
手当の種類(手当数)		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
緊急自動車運転手当	当該業務に従事した職員	緊急出動を命ぜられ、緊急自動車を運転する業務	一 千円	回数 100円
特定業務手当	当該業務に従事した職員	水道、ガスの活管において、特定の作業を行う業務	1 千円	日額 350円 (深夜)525円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	一 千円	日額 260円
終末処理作業等手当	当該業務に従事した職員	(1) 終末処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業 (2) 下水の終末処理作業又は下水道の管渠の清掃作業	一 千円	(1) 日額 300円 (2) 日額 500円(5時間以上) 日額 300円 (3時間以上5時間未満)
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	(1) 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務 (2) 交通を遮断することなく行う、水道、ガスの作業、調査業務 (3) 水質調査業務のため、湖上で行う水質検査業務	35千円	(1) 日額 220円 (2) 日額 300円 (深夜)450円 (3) 日額 220円
緊急時応急作業手当	当該業務に従事した職員	水道施設の異常時において、水道給水に重大な支障が発生した場合若しくは発生する恐れのある場合に行う応急作業業務	一 千円	日額 350円 (深夜)525円
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務 (3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う避難救助業務	29千円	(1) 日額 480円 (2) 日額 730円 (3) 日額 730円 ※日没時から日出時までの間に従事した場合、上記の各単価に100分の50を加算
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	特定業務遂行のために、正規の勤務時間以外で、深夜、休日、週休日等に待機表に基づき待機して呼出されて行った業務	一 千円	日額 300円 (深夜)500円
用地取得交渉手当	当該業務に従事した職員	用地取得交渉業務	一 千円	日額 200円
夜間特殊業務等手当	当該業務に従事した職員	(1) 正規の勤務のため、勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる業務 (2) 正規の勤務時間が年末年始の日において行われる業務(勤務時間が7時間以上のときに限る)	一 千円	(1) 回数 400円 (2) 回数 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	13,253 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	349 千円
支給実績(令和4年度決算)	11,421 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	301 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者 課長級以下 6,500円 次長級 3,500円 部長級 支給しない ・子 10,000円 ・父母等 課長級以下 6,500円 次長級 3,500円 部長級 支給しない ・16歳から22歳までの子についての加算 5,000円	同じ		8,938千円	229,179円
住居手当	・借家(最高限度額) 30,000円	同じ		2,034千円	339,000円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券の価額を支給 ・交通用具利用者 【自動車】3,900円から32,800円まで距離に応じ16段階 に手当額を設定 【バイク等】2,500円から16,600円まで距離に応じ7段階 に手当額を設定	同じ		7,705千円	137,589円
管理職手当	下記の基準により定額を支給 ・職務の級、9級に属する部長 118,400円 ・職務の級、8級に属する次長 96,900円 ・職務の級、7級に属する課長 79,500円 ・職務の級、6級に属する課長補佐 61,900円	同じ		16,968千円	771,273円
宿日直手当	一般の宿日直 7,900円	同じ		0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間に深夜に勤務する場合(時間単価×25/100)	同じ		0千円	0円
管理職員 特別勤務手当	管理職員の臨時・緊急の必要等による週休日等の勤務又は週休日等以外の日の深夜の勤務1回につき、下記の区分により支給 週休日等 ・部長相当職 10,000円 ・課長相当職 7,000円 週休日等以外の日の深夜 ・部長相当職 5,000円 ・課長相当職 3,500円 ・次長相当職 8,500円 ・課長補佐相当職 6,000円 ・次長相当職 4,300円 ・課長補佐相当職 3,000円	同じ		24千円	4,000円

(3) ガス事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	3,721,775千円	267,265千円	382,739千円	10.3%	10.7%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費139,682千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	56人	228,539千円	76,474千円	102,600千円	407,613千円	7,279千円	6,261千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大 津 市	45.8歳	372,221 円	451,618 円
市町村平均	48.3歳	350,571 円	520,596 円
事 業 者	—	—	—

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

大津市(ガス事業)				大津市(普通会計)			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,753 千円				1,585 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.2) 月分		(1.00) 月分		(1.375) 月分		(0.975) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～20%				・役職加算 5～20%			
・管理職加算 無し				・管理職加算 無し			

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

大津市(ガス事業)				大津市(普通会計)			
(支給率)	自己都合	応募認定	定 年	(支給率)	自己都合	応募認定	定 年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			
1人当たり平均支給額				1人当たり平均支給額			
753 千円				2,259 千円			
1,046 千円				19,723 千円			
1,542 千円				20,437 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			23,788 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年決算)			424,786 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
大津市内	10.0 %	57 人	10.0 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			309千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			10,655円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			51.8%	
手当の種類(手当数)			10	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
緊急自動車運転手当	当該業務に従事した職員	緊急出動を命ぜられ、緊急自動車を運転する業務	1千円	回数 100円
特定業務手当	当該業務に従事した職員	水道、ガスの活管において、特定の作業を行う業務	172千円	日額 350円 (深夜)525円
毒物及び劇物取扱手当	当該業務に従事した職員	毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第2条第1項及び第2項に規定する毒物及び劇物を使用して試験研究若しくは検査の業務又は同条第3項に規定する特定毒物を取り扱う作業	一 千円	日額 260円
終末処理作業等手当	当該業務に従事した職員	(1) 終末処理施設内で行う設備等の点検及び修繕作業 (2) 下水の終末処理作業又は下水道の管渠の清掃作業	一 千円	(1) 日額 300円 (2) 日額 500円(5時間以上) 日額 300円 (3時間以上5時間未満)
特殊現場作業手当	当該業務に従事した職員	(1) 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う業務 (2) 交通を遮断することなく行う、水道、ガスの作業、調査業務 (3) 水質調査業務のため、湖上で行う水質検査業務	109千円	(1) 日額 220円 (2) 日額 300円 (深夜)450円 (3) 日額 220円
緊急時応急作業手当	当該業務に従事した職員	水道施設の異常時において、水道給水に重大な支障が発生した場合若しくは発生する恐れのある場合に行う応急作業業務	一 千円	日額 350円 (深夜)525円
災害応急作業等手当	当該業務に従事した職員	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う巡回監視業務 (2) 異常な自然現象により重大な災害が発生した箇所又は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は応急作業のための災害状況の調査業務 (3) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う遭難救助業務	27千円	(1) 日額 480円 (2) 日額 730円 (3) 日額 730円 ※日没時から日出時までの間に従事した場合、上記の各単価に100分の50を加算
緊急時呼出手当	当該業務に従事した職員	特定業務遂行のために、正規の勤務時間以外で、深夜、休日、週休日等に待機表に基づき待機して呼出されて行った業務	一 千円	日額 300円 (深夜)500円
用地取得交渉手当	当該業務に従事した職員	用地取得交渉業務	一 千円	日額 200円
夜間特殊業務等手当	当該業務に従事した職員	(1) 正規の勤務のため、勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる業務 (2) 正規の勤務時間が年末年始の日において行われる業務(勤務時間が7時間以上のときに限る)	一 千円	(1) 回数 400円 (2) 回数 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	17,358 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	457 千円
支給実績(令和4年度決算)	15,685 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	413 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異 同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者 課長級以下 6,500円 次長級 3,500円 部長級 支給しない ・子 10,000円 ・父母等 課長級以下 6,500円 次長級 3,500円 部長級 支給しない ・16歳から22歳までの子についての加算 5,000円	同じ		9,340千円	245,789円
住居手当	・借家(最高限度額) 30,000円	同じ		3,804千円	317,000円
通勤手当	・交通機関利用者 6ヶ月定期券の価額を支給 ・交通用具利用者 【自動車】3,900円から32,800円まで距離に応じ16段階 に手当額を設定 【バイク等】2,500円から16,600円まで距離に応じ7段階 に手当額を設定	同じ		6,727千円	134,540円
管理職手当	下記の基準により定額を支給 ・職務の級、9級に属する部長 118,400円 ・職務の級、8級に属する次長 96,900円 ・職務の級、7級に属する課長 79,500円 ・職務の級、6級に属する課長補佐 61,900円	同じ		15,335千円	807,105円
宿日直手当	一般の宿日直 7,900円	同じ		0千円	0円
夜間勤務手当	正規の勤務時間に深夜に勤務する場合(時間単価×25/100)	同じ		1千円	1,000円
管理職員 特別勤務手当	管理職員の臨時・緊急の必要等による週休日等の勤務又は週休日等以外の日の深夜の勤務1回につき、下記の区分により支給 週休日等 ・部長相当職 10,000円 ・課長相当職 7,000円 週休日等以外の日の深夜 ・部長相当職 5,000円 ・課長相当職 3,500円 ・次長相当職 8,500円 ・課長補佐相当職 6,000円 ・次長相当職 4,300円 ・課長補佐相当職 3,000円	同じ		30千円	5,000円